

国の出先機関改革に関する意見

平成 24 年 6 月 18 日
全 国 市 長 会

国の出先機関の事務等のブロック単位での地方移管については、これまで、これらの出先機関が実施している事業等に密接不可分な利害関係を有する基礎自治体に対して、具体的な説明や協議等が十分に行われてきたとは言えない。

また、具体的な制度設計に当たっては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害時等に有効に機能する危機管理体制を構築するとともに、事業実施に支障が生じることがないように、組織体制のあり方や必要な財源の確保方策、ブロック内での利害調整のほか、基礎自治体の関与のあり方やその意見を確実に反映させる仕組みを明確に示すよう要請しているところである。

このような状況を踏まえ、去る 6 月 6 日、全国市長会議においては、「国の出先機関改革に関する決議」を行い、「出先機関改革に当たっては、基礎自治体と十分な協議を行い、その意見を反映させて慎重に対応することが必要不可欠であり、将来に禍根を残すことなく、拙速に進めることのないよう強く要請」したところである。

今般、地域主権戦略会議に設置された「アクション・プラン」推進委員会において、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が示されるとともに、「市町村の意見反映の仕組み」として、新たに移譲事務等の処理に関し、特定広域連合の長等と市町村関係者とが協議する場（以下「協議の場」という。）の設置が必要な旨を国の事務等移譲基本方針に定めることとすることが提案された。

しかしながら、この法律案においては、市町村と密接不可分な利害関係を有する具体的な移譲対象事務の範囲や具体的な財源措置のあり方、さらには区域の設定や国の関与の内容等の重要事項について、それらの

全体像や詳細が未だ明らかではないままである。

また、基礎自治体の意見を確実に反映させる仕組みとして、今回示された「協議の場」も法律上の位置付けはなされず、基礎自治体を対等なパートナーとみなしてその意見を確実に反映させていく仕組みとしては未だ不十分である。

具体的には、第一に、移譲対象事務の全体像、具体的な財源措置のあり方、国の関与のあり方、身分移管に当たっての具体的な手続などについても、あらかじめ明確に示すべきである。

第二に、事務等移譲計画や移譲事務の実施に関する計画の作成に当たり、市町村の意見を聞くことと法律上規定されているが、その意見が確実にこれらの計画に反映されるようにするため、①「協議の場」についても、法律上明確に位置付けること、②協議の場における協議に当たっては、分科会を積極的に活用して実効ある運営を図ること、③協議の経過及び結果については、その議事録を特定広域連合議会に報告し公表すること、とすべきである。

第三に、住民の安全・安心の確保や、災害時の緊急対策の実施等において、国・都道府県・基礎自治体が密接に連携することが極めて重要であり、そのために基礎自治体をパートナーとして位置付け、その意見が確実に反映されるための多様な組織構成を認めるべきである。したがって、特定広域連合の執行機関の重要な意思決定に当たり設けられる特定広域連合委員会等には、基礎自治体の代表をメンバーとして参画できるようにすべきである。

以上のような課題や問題点等については、政府の考え方を明らかにすることが先決であり、制度設計上の重要かつ具体的な事項についての全体像が示されないままであることについては、地域住民の安全・安心に直接責任を負い、地域の実情に精通している基礎自治体として懸念を抱かざるを得ない。

よって、政府においては、拙速に進めることなく、これらの意見に真摯に耳を傾け、さらに十分な検討を重ねられるよう、強く要請する。